

千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント 相談センター事業）業務委託に係る企画提案実施要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント相談センター事業）を委託する業者を選定するに当たり、優秀な企画提案を広く募集して最も優秀なものを選定する公募型企画提案方式について、企画提案の参加方法及び業務委託候補者の選定方法等の必要な事項を定める。

（審査委員会）

第2条 公募型企画提案方式による企画提案の審査を厳正かつ公正に行うため、審査委員会を置く。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント相談センター事業）審査委員会設置要領」による。

3 審査委員会は、在宅医療に関する知識又は経験を有する者により構成する。

（委託に付す業務内容）

第3条 委託に付す業務は、在宅医療従事者が安心して勤務できる環境を整備するために、県内の医療機関等から、患者等の暴力・ハラスメント等について相談を受けるための相談窓口や法律相談窓口の設置及び相談窓口の広報事業等とする。

（企画提案の参加方法）

第4条 企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和7年度千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント相談センター事業）業務委託企画提案募集要項」に基づき参加手続きをとるものとする。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部医療整備課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができる。

（審査対象事項）

第5条 選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとし、詳細については別に定める。

- （1）事業の企画内容が目的を達成できるものとなっており、事業計画に具体性と実現可能性があるか。
- （2）提案した事業を確実に遂行できる組織体制や活動実績等があるか。
- （3）事業の実施に意欲や熱意があるか。

(事務局)

第6条 千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント相談センター事業）業務委託に係る企画提案の事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、企画提案に係る必要な事項は、千葉県が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月11日から施行する。